



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

裁判員制度が平成21年5月21日から実施

裁判員制度とは、国民のみなさんから選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度です。原則として、3人の裁判官と6人の裁判員が一つの事件を担当します。国民が裁判に参加するってことは、耳慣れない言葉が多くて、難しそうなおイメージがしますよね。

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷(公判)に立会い、判決まで関与することになります。

裁判員は、刑事裁判の審理に出席して証拠を見聞きし、裁判官と対等に議論して、被告人が**有罪か無罪か**(被告人が犯罪を行ったことにつき「合理的な疑問を残さない程度の証明」がなされたかどうか)を判断します。「合理的な疑問を残さない程度の証明」とは、国民のみなさんの良識に基づく疑問のことを言いますから、良識に照らして、少しでも疑問が残るときは無罪、疑問の余地はないと確信したときは有罪と判断することになります。有罪の場合には、さらに、法律に定められた範囲内で、**どのような刑罰を宣告するか**を決めます。

評議(有罪か無罪か・有罪ならどんな刑にするべきか裁判官と一緒に議論すること)の際の大原則は、「**無罪推定の原則**」。つまり、被告人は裁判で合理的な疑問を残さない程度に有罪と立証されるまでは、無罪と推定される(有罪とされない)ということを常に念頭におく必要がありますね。

国民が裁判に関与する形態等はそれぞれの国によって様々ですが、おおむね陪審制と参審制に分けることができます。

	裁判官の関与	有罪無罪	量刑	任期	選任	採用国
陪審制度	陪審員のみ	判断する	判断しない	事件ごと	無作為	アメリカ・イギリス
参審制度	裁判官と共同	判断する	判断する	任期制	団体等推薦等	ドイツ・フランス・イタリア
裁判員制度	裁判官と共同	判断する	判断する	事件ごと	無作為	日本

日本の裁判員制度は、裁判員が参加することにより、法律の専門家が当然と思っているような基本的な事柄について、裁判員から質問や意見が出されることによって、国民が本当に知ろうと思っているのはどういう点なのかが明らかになることから、司法がより身近なものとして信頼を深めることが期待されている制度です。(青島 彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (新リース会計基準と税務上の取り扱い)

当社は、自動車部品製造業を営む資本金1,000万円の中小企業です。
平成20年4月に新たにリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当)を締結し、新型の設備を設置しました。新しいリース会計基準が導入されたと聞きましたが、従来のような賃貸借処理は認められないのでしょうか？

Answer

新リース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則として、売買処理により経理しなければなりません。但し、少額短期のリース取引や中小企業のリース取引については、従来どおり賃貸借処理が認められます。

一方、税務上は賃貸借処理の例外規定がなく、全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引が売買取引として取り扱われるため、一定の注意が必要です。

解説



【会計上の取り扱い】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、一定の注記を要件として賃貸借処理が認められていました。しかし、新リース会計基準の導入により、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から、売買処理に一本化されることとなりました。

但し、少額短期のリース取引や中小企業のリース取引については、従来どおり、賃貸借処理によることも認められます。

【法人税の取り扱い】

法人税においては、平成20年4月1日以後に締結するリース契約にかかる所有権移転外リース取引については、売買処理または賃貸借処理の会計処理にかかわらず、売買取引とされます。したがって、リース資産を取得し、リース期間定額法により減価償却するものとして取り扱われることとなります。

但し、会計上賃貸借処理によった場合でも、賃借料として損金経理した金額が税務上は償却費として取り扱われるため、原則として税務調整は不要です。

【消費税の取り扱い】

消費税においても、平成20年4月1日以後に締結するリース契約にかかる所有権移転外リース取引については、会計処理にかかわらず売買取引として取り扱われます。したがって、会計上賃貸借処理によった場合でも、リース資産の引渡の時に一括して仕入税額控除を行うこととなるため、翌期に多額のリース契約を予定している場合等には、あらかじめ簡易課税の不適用等の検討が必要となるので注意が必要です。

また、会計上賃貸借処理によった場合には、一括して仕入税額控除を受ける消費税部分について特別な経理処理が必要となります。したがって、中小企業であっても、賃貸借処理によらず売買処理により経理した方が、結果として簡便的な会計処理になると考えられます。

根拠条文等

法人税法 第64条の2 (リース取引に係る所得の金額の計算)

法人税法施行令 第131条の2 (リース取引の範囲)

消費税法基本通達 5-1-9 (リース取引の実質判定)

中小企業の会計に関する指針(平成20年版)(平成20年1月18日 公開草案)